

# 調査の概要

- 1 調査の目的 人口動態調査は、我が国の人団動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では昨年1年間に日本において発生した日本人の事象を客体とした。
- 3 調査の期間 令和3年1月1日～令和3年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 市区町村——保健所——都道府県——厚生労働省  
  |  
  | 保健所を設置する市  
  |  
  | 特別区
- 6 結果の集計 集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）で行った。

※人口動態調査は、統計法に基づく基幹統計「人口動態統計」を作成するための統計調査である。

## <利用上の注意>

- 1 公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数	数値：概数	数値：確定数 (概数に修正を加えたもの)
集計客体：日本における日本人及び 外国人、並びに外国における 日本人 (いざれも前年以前発生のもの を含む)	集計客体：日本における日本人 (前年以前発生のものを除く) 公表：毎月 (調査月の約5か月後) ※ : 每年（年間合計） (調査年の翌年6月上旬)	集計客体：日本における日本人 (日本における外国人、 外国における日本人及び 前年以前発生のものは別掲) 公表：毎年 (調査年の翌年9月)
公表：毎月 (調査月の約2か月後)		

※本概況は中央の破線の部分である。

- 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	•
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05、0.00005未満）の場合	0.0、0.0000
減少数（率）の場合	△

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

- 3 用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次（期間合計特殊出生率）の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ど�数に相当する。（実際に1人の女性が一生の間に生む子ど�数はコードート合計特殊出生率である。）

- 4 本概況で使用した数値は、令和2年以前は確定数である。

- 5 昭和19～21年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22～47年は沖縄県を含まない数値である。

- 6 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

- 7 諸率の算出に用いた人口は、51～53頁を参照。